

長野市市税条例等の一部改正について

(「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」及び「令和2年度税制改正」によるもの)

【新型コロナウイルス緊急経済対策関係】

「長野市市税条例及び長野市都市計画税条例の一部を改正する条例」

1 地方税法の改正に伴い、市税条例の一部改正を予定しているもの

【個人市民税】

(1) イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者の寄付金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場券の払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額を寄附金税額控除の対象とする。

[施行日：令和3年1月1日]

※対象：不特定かつ多数の者を対象とするイベントであって、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催する予定だったものであり、かつ、現に中止されたもの。(対象金額上限20万円)

※税額控除割合：道府県民税4%、市町村民税6% (合計最大10%)

(2) 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、期限内に入居したのと同様の減税措置を受けられるよう適用期間を1年間延長する。(減収額は、全額国費で補てん)

※弾力化の内容：令和2年12月31日までに入居→令和3年12月31日までに入居

※特例適用期間の延長：令和15年度まで→令和16年度まで

[施行日：令和3年1月1日]

住宅ローン控除の特例

住宅ローンを借りて住宅を取得した場合、毎年の住宅ローン残高の1%を10年間、所得税・個人市民税から控除できるが、消費税10%が適用される住宅を取得し令和元年10月1日から令和2年12月31日までに入居した場合は控除期間を13年間とする特例制度 (購入価格の消費税2%分の範囲内で減税)。

【固定資産税】

先端設備等の固定資産税の特例措置の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等※を支援する観点から、現行の「先端設備等に該当する資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置」について、適用対象を拡充する。(減収額は全額国費で補てん)

	現行制度	拡充制度
対象設備	認定先端設備等導入計画に従って取得した機械・装置、工具、器具・備品、建物附属設備	認定先端設備等導入計画に従って取得した事業用家屋、構築物
適用期間	平成30年6月から 令和3年3月31日まで	令和2年4月30日から 令和3年3月31日まで
特例措置	適用期間内に取得した対象設備について、課税標準を3年間、ゼロとする。	適用期間内に取得した対象設備について、課税標準を3年間、ゼロとする。

(※) 中小事業者等

- ┌ ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- └ ・常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人 など

【軽自動車税】

軽自動車税「環境性能割」の臨時的軽減措置の適用期限の延長

軽自動車税「環境性能割」(対象：自家用の乗用車)の税率を1%軽減する特例措置について、適用期限を6月延長する。《令和2年9月30日取得分まで→令和3年3月31日まで》(減収額は、全額国費で補てん)

臨時的軽減措置の概要

消費税率引き上げに伴う需要平準化対策の一環として、令和元年10月1日から令和2年9月30日の間の取得に係る環境性能割について、税率を1%軽減する措置。

【納税環境整備】

徴収猶予制度の特例

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少(前年同期比概ね20%以上の減少)があった場合において、徴収猶予の特例を設ける。

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税について適用する。なお、本特例は令和2年4月30日施行の地方税法の一部改正によりすでに適用されている。

現 行	特 例
原則、担保の提供が必要	担保は不要
原則、延滞金あり	延滞金免除
申請書に法令で定める書類を添付	添付書類の簡素化

※今回の条例改正は、条例で規定する徴収猶予申請書の訂正等に関する期間を、本特例の猶予申請にも適用するよう条文を新設するもの。

2 地方税法の改正のうち、市税条例の改正の必要のないもの

(地方税法等の改正の自動影響)

【固定資産税・都市計画税】

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

厳しい経営環境にある（※）中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。（減収額は全額国費で補てん）

（※）令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の収入が、前年の同期間と比べて

30%以上50%未満 減少している者	2分の1
50%以上 減少している者	ゼロ

3 新型コロナウイルス感染症に対する 法人市民税均等割軽減の特例措置について【長野市独自対策】

新型コロナウイルス感染症の経済への影響が深刻化していることを踏まえ、国は4月の月例経済報告で「悪化」という表現をリーマンショック以来10年11か月ぶりに盛り込んだ。また、新型コロナウイルス感染症拡大に歯止めをかけるため、外出の自粛を要請する緊急事態宣言を全都道府県で発令した。

本市においても市民の外出自粛等により個人消費は大きく落ち込むことが予想され、経済活動の停滞が懸念されることから、中小企業者の納税負担を軽減するための特例措置として、新たに法人市民税均等割の軽減を行う。

※リーマンショックを端に発した経済対策の均等割特例措置（資本金1,000万円以下の1号、2号法人について均等割額を軽減。影響額は11年間の合計で約8億4,000万円）は、令和2年6月30日で終了する。

【法人市民税均等割軽減の特例措置の概要】

- 対象法人 資本金1億円以下の法人（約10,000/11,400法人 約88%）
⇒ 国の地方税関係の緊急経済対策における固定資産税の軽減措置等と同様
- 実施期間 令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に係るもの
【2年間】
（資本金1,000万円以下の1号、2号法人については、リーマンショックによる特例措置を既に実施していることから、現行の特例措置終了後の令和2年7月1日から適用する。）
- 軽減後の税率 地方税法で定める標準税率とする
影響額約221,196千円（R2年度：87,350千円 R3年度：133,846千円）（単位：円）

均等割	資本金等の額	従業者数	法人数 (A)	構成比 (%)	構成累積 (%)	税率		軽減額 (B)	影響額 (A×B)	影響額累積
						長野市の税率	標準税率			
9号	50億円超	50人超	68	0.6	100.0	3,600,000	→ 3,000,000	600,000	40,800,000	266,520,000
8号	10億円超 50億円以下	50人超	39	0.3	99.4	2,100,000	→ 1,750,000	350,000	13,650,000	225,720,000
7号	10億円超	50人以下	664	5.8	99.1	492,000	→ 410,000	82,000	54,448,000	212,070,000
6号	1億円超 10億円以下	50人超	92	0.8	93.3	480,000	→ 400,000	80,000	7,360,000	157,622,000
5号	1億円超 10億円以下	50人以下	513	4.5	92.5	192,000	→ 160,000	32,000	16,416,000	150,262,000
4号	1千万円超 1億円以下	50人超	197	1.7	88.0	180,000	→ 150,000	30,000	5,910,000	133,846,000
3号	1千万円超 1億円以下	50人以下	1,757	15.3	86.3	156,000	→ 130,000	26,000	45,682,000	127,936,000
2号	1千万円以下	50人超	66	0.6	71.0	144,000	→ 120,000	24,000	1,584,000	82,254,000
1号	1千万円以下 又は公益法人等	50人以下	8,067	70.4	70.4	60,000	→ 50,000	10,000	80,670,000	80,670,000

対象法人：10,087法人

R1年課税状況調

【令和2年度税制改正関係】

「長野市市税条例等の一部を改正する条例」

1 令和2年度税制改正に伴い、市税条例の一部改正を予定しているもの

【固定資産税・都市計画税】

所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応（固定資産税・都市計画税）

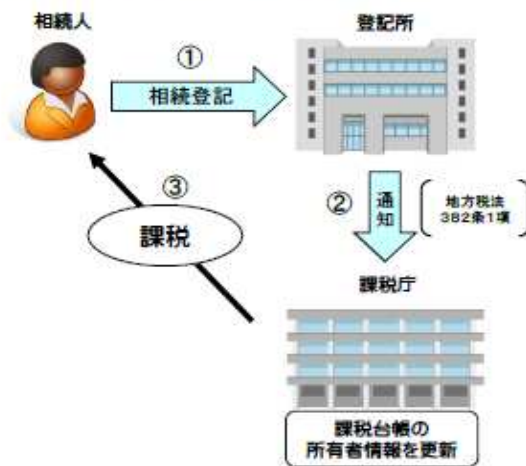
所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、以下の措置を講ずる。

【施行日】：令和2年7月1日

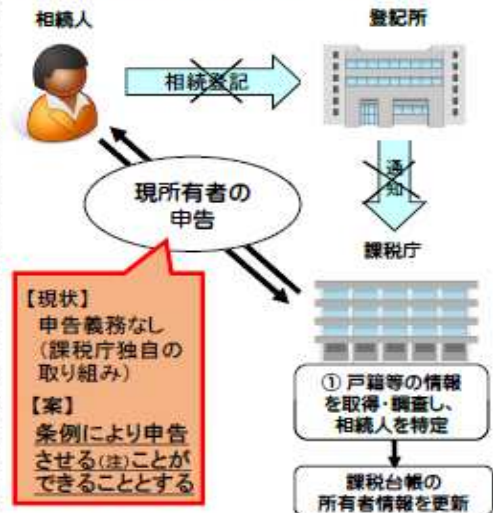
（1）現に所有している者の申告の制度化

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対し、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。

（相続登記がされている場合）



（相続登記がされていない場合）



（注） 正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科することとする。

令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現に所有している者であることを知った者について適用する。

（2）使用者を所有者とみなす制度の拡大

調査（※）を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとする。令和3年度以後の固定資産税について適用するもの。

現行法では、震災等の事由により所有者が不明な場合には、使用者を所有者とみなして課税できる規定があるが、適用は災害の場合に限定されている。

（※）「調査」とは、住民基本台帳、戸籍簿等の公募上の調査、使用者と思われる者やその他の関係者への質問等。



【個人市民税】

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等

全てのひとり親家庭に対し公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、以下の改正を行う（令和3年度課税分から適用）。[施行日：令和3年1月1日]

（1）未婚のひとり親に対する税制上の措置

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得額等が48万円以下）を有する単身者について、所得制限（所得500万円（年収678万円））を設定し「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用する。

（2）寡婦（寡夫）控除の見直し

- ・子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、所得制限（同上）を設定。
- ・子あり寡夫の控除額を子あり寡婦と同額とする。（26万円⇒30万円）

表中の数字は個人住民税に係る所得控除の額(万円)

		現行				改正後					
		死別		離別		死別		離別		未婚のひとり親	
		～500万	500万～	～500万	500万～	～500万	500万～	～500万	500万～	～500万円	
本人が女性	配偶関係										
	本人所得	～500万	500万～	～500万	500万～	～500万	500万～	～500万	500万～		
	扶養親族	有	子	30	26	30	26	30	—	30	30
		子以外	26	26	26	26	26	—	—	—	—
無	26	—	—	—	26	—	—	—	—	—	
本人が男性	配偶関係										
	本人所得	～500万	500万～	～500万	500万～	～500万	500万～	～500万	500万～		
	扶養親族	有	子	26	—	26	—	30	—	30	30
		子以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—
無	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※合計所得金額500万円＝年収678万円

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする

（3）個人市民税の人的非課税範囲の見直し

現行（令和元年度改正）の寡婦・寡夫・単身児童扶養者に対する非課税措置を見直し、「寡婦」及び「ひとり親（所得135万円以下）」を対象とする。

【納税環境整備】

延滞金算出に用いる割合の名称変更及び割合の引下げを行う。

[施行日：令和3年1月1日]

延滞金の発生事由	現行	改正（案）
納期限を過ぎた場合	特例基準割合	延滞金特例基準割合
徴収の猶予 ※延滞金全額免除の場合を除く	特例基準割合 平均貸付割合+ <u>1%</u>	猶予特例基準割合 平均貸付割合+ <u>0.5%</u>
法人住民税の納期限の延長	特例基準割合 平均貸付割合+ <u>1%</u>	(固有名称なし) 平均貸付割合+ <u>0.5%</u>

【市たばこ税】

軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（令和2年10月1日～）

軽量な葉巻たばこ（1本あたり1g未満）について、重量比例課税から本数課税方式へ見直す。[施行日：令和2年10月1日]

※1本を紙巻きたばこ1本に換算する。

※経過措置として、令和3年9月までの間は「0.7g未満の葉巻たばこ」を「0.7本の紙巻きたばこ」とみなす。

区分	課税方式	現行	見直し案
	紙巻たばこ	本数課税	本数課税
葉巻 たばこ	1グラム未満	重量比例課税	本数課税
	1グラム以上		重量比例課税

2 専決処分により市税条例の一部改正を行ったもの（4月1日施行分）

【個人市民税】

（1）肉用牛の売却による農業所得の課税の特例に係る適用期限の3年間延長

《昭和57年度から令和3年度まで→令和6年度まで》

肉用牛売却による農業所得の課税の特例

※肉用牛の売却（家畜市場・中央卸売市場等での）に係る農業所得について、免税対象飼育牛に係るものにあつては、所得割を課さない。

- ・売却価格が1頭あたり100万円未満（年間1,500頭まで）：免除
- ・年間1,500頭超の部分又は100万円以上での売却：税率0.9%（通常6%）

（2）優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例に係る適用期限の3年間延長 《昭和63年度から令和2年度まで→令和5年度まで》

優良住宅地の造成のための譲渡に対する課税の特例

※長期譲渡所得のうち、優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資すると認められる土地の譲渡に適用する税率の特例

- ・一般の長期譲渡所得：長期譲渡所得金額×3%
- ・優良住宅地：a) 課税譲渡所得金額が2,000万円以下：課税長期譲渡所得金額×2.4%
b) 課税譲渡所得金額が2,000万円超える部分：
(課税長期譲渡所得金額-2,000万円)×3%

3 令和2年度税制改正のうち、市税条例の改正を伴わないもの

(地方税法等の改正の自動影響)

【法人課税】

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の見直し（令和2年4月1日以降の寄付～）

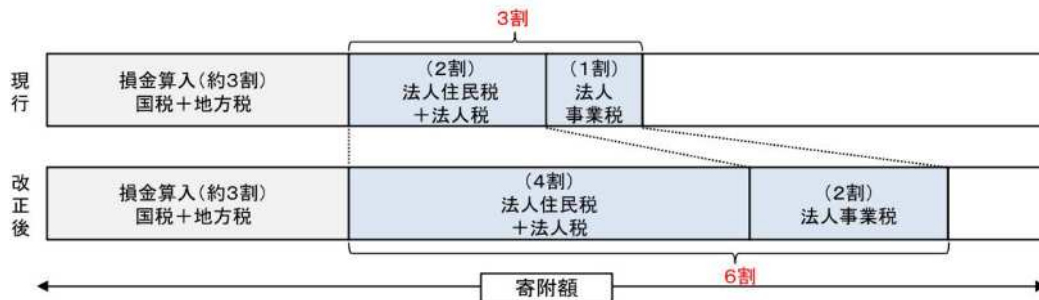
地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、以下の拡充措置を講じ、適用期限を5年延長する

- 税額控除割合を現行の3割（法人住民税＋法人税：2割、法人事業税：1割）から6割（法人住民税＋法人税：4割、法人事業税：2割）に引き上げる。

※損金算入措置（約3割）と併せて最大で寄附金額の約9割の負担軽減

※税額控除率を、法人道府県民税は5.7%（現行：2.9%）、法人市町村民税は34.3%（現行：17.1%）、法人事業税は20%（現行：10%）にそれぞれ引き上げ。

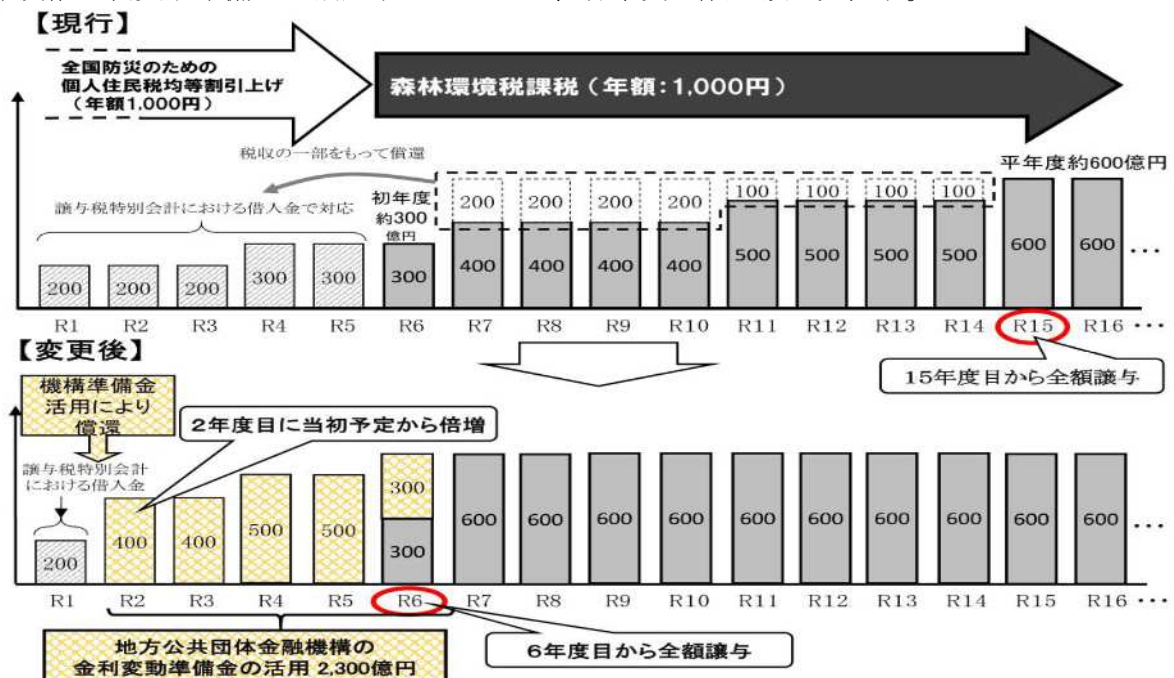
※ 制度を運用する内閣府において、個別認定から包括認定に転換する計画認定手続の簡素化や、寄附時期の制限の大幅な緩和等を行う。



【森林環境譲与税】

森林環境譲与税の見直し

令和2年度から令和6年度までの森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとし、各年度の譲与額を見直す。



【固定資産税・都市計画税】

(1) 新築住宅に係る税額の減額措置の適用期限の延長（固定資産税）

適用期限を2年延長するもの《令和2年3月31日まで→令和4年3月31日まで》

住宅の種別	軽減期間	軽減割合	対象床面積
一般の住宅（②以外）	3年度分	1 / 2	居住部分に係る床面積 120㎡まで（120㎡を超える 場合は120㎡まで）
②3階建以上で耐火構造の住宅	5年度分		

※床面積要件 居住部分の床面積が50㎡（戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡）以上280㎡以下

※居住割合要件 居住部分の床面積が当該家屋の床面積の1 / 2以上

(2) 日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の廃止 (固定資産税・都市計画税)

郵政民営化に伴い、日本郵便公社から承継し、かつ日本郵便(株)が所有する固定資産（具体的には民営化以前から郵便局として使用の家屋及び償却資産）について、課税標準を6分の5としている現在の特例措置を令和2年度課税から廃止するもの。

※日本郵便(株)が所有する35件（課税棟数）が該当